

どこよりも光 サービス契約約款

第1章 総則

第1条 (本サービスの提供等)

- 株式会社Wiz(以下「当社」といいます)は、本契約約款に基づき、どこよりも光のサービス(以下「本サービス」といいます)を契約者に提供します。
- 本契約約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。
 - 本サービス
NTT東日本・NTT西日本のフレッツ光を利用し、本契約約款に基づき当社が電気通信事業者として契約者に提供する電気通信サービスをいいます。
 - プロバイダサービス
本契約約款に基づき当社が契約者に提供するインターネット接続サービスをいいます。
 - フレッツ光
NTT東日本・NTT西日本がIP通信網サービス契約約款に基づき提供する光ファイバーを用いた電気通信サービスをいいます。
 - NTT東日本・NTT西日本
東日本電信電話株式会社と西日本電信電話株式会社のいずれかまたは両方をいいます。
 - 切替
フレッツ光利用者が現に利用しているフレッツ光から当社の提供する本サービスに移行することをいいます。
 - 契約者
本契約約款に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者をいいます。
 - 利用契約
本契約約款に基づき当社と契約者との間に締結される、本サービスにおける各種サービスの提供に関する契約をいいます。
 - 契約者設備
本サービスの提供を受けるため、契約者が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェアをいいます。
 - 本サービス用設備
当社が本サービスを提供するにあたり、当社が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェアをいいます。
 - 本サービス用設備等
本サービス用設備のほか、本サービスを提供するために必要なその他の電気通信設備その他の機器及びソフトウェア(当社が登録電気通信事業者等の電気通信事業者より借り受ける電気通信回線及びアクセスポイントを含みます)をいいます。
 - 契約日
契約者からの申し込みに基づき、当社が当該申し込みを承諾した日、または当社が別途定める日のうち、いずれか早い方の日をいいます。
 - 契約月
契約日の属する月をいいます。
 - サービス提供開始日
本サービスの提供開始日は、切替が完了した日または開通工事が完了した日とします。
 - サービス提供開始月
サービス提供開始日の属する月をいいます。
 - 消費税相当額
消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。
 - アクセスポイント
契約者が自己の契約者設備を電気通信回線(公衆電話網)等を介して当社の本サービス用設備と接続するための接続ポイントであって当社が設置するものをいいます。
 - アカウントID
パスワードと組み合わせて、契約者を識別するために用いられる符号をいいます。
 - パスワード

アカウントIDと組み合わせて、契約者を識別するために用いられる符号をいいます。

- 当社が契約者に対して発する第3条に規定する通知は、本契約約款の一部を構成するものとします。
- 当社が、本契約約款の他に本サービスに基づき別途定めるプランの利用契約等で規定する本サービスの利用上の注意事項又は利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本契約約款の一部を構成するものとします。
- 契約者が本サービスを利用するには、本契約約款の他、NTT東日本・NTT西日本及び当社の指定する電気通信事業者(以下、合わせて「通信事業者」といいます)の定める電気通信に関する契約約款、利用規則、利用条件等に同意するものとします。

第2条 (本サービスの種類等)

本サービスのプラン内容、条件等の詳細は別紙1のとおりとします。

第3条 (通知)

- 当社から契約者への通知は、通知内容を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法など、当社が適当と判断する方法により行います。
- 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力され、インターネットによって発信された時点に行われたものとします。

第4条 (本契約約款の変更)

- 当社は、契約者の了承を得ることなく、本契約約款(本契約約款に基づく利用契約等を含みます。以下、同じとします)を随時変更することがあります。なお、本契約約款が変更された場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の本契約約款を適用するものとします。
- 当社は、本契約約款を当社のホームページ(URL: <http://dokoyorimo.jp/>)に掲載するものとします。

第5条 (合意管轄)

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって合意上の専属的管轄裁判所とします。

第6条 (準拠法)

本契約約款に関する準拠法は、日本法とします。

第7条 (協議)

本契約約款に記載のない事項及び記載された事項について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議することとします。

第2章 本サービス契約の締結等

第8条 (利用契約の単位)

利用契約は、別紙1に定めるプランごとに締結されるものとします。

第9条 (利用の申し込み)

本サービス利用の申し込みをする方(以下「申込者」といいます)は、本契約約款に同意のうえ、当社所定の方法により行うものとします。

第10条 (承諾)

利用契約は、前条(利用の申し込み)に定める方法による申し込みに対し、当社が当該申し込みを承諾したことをもって、利用契約が成立するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当社は、申込者による本サービスの利用の申し込みを承諾しないことがあります。

- 申込者が実在しない場合
- 契約者回線が当社の指定する地域に存在しない場合
- 本サービスの利用申し込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合
- 同一人物ないしは同居の親族があきらかに不自然な多重申込をしたと認められる場合

- 5) 申込者の利用料金の決済に用いるクレジットカードにつき、カード会社の承認が確認できない場合
- 6) 申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、申し込みの手続が成年被後見人によって行われておらず、又は申し込みの際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合
- 7) 申込者が、申し込み以前に当該本サービス及び本サービス類似のサービスの提供に関する利用契約について当社から解約されたことのある場合、又は申込者による本サービスの利用が申し込みの時点で、一時停止中である場合
- 8) 申込者への本サービスの提供に関し、業務上又は技術上の著しい困難が認められる場合
- 9) 申込者が、当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用する可能性があるとして当社が判断した場合
- 12) その他前各号に準じる場合で当社が適当ではないと判断した場合

第11条 (切替等)

1. フレッツ光利用者は、当社に切替を請求することができます。
2. 当社は、フレッツ光利用者から切替の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。
 - (1)第10条第1項各号のいずれかに該当するとき。
 - (2)NTT東日本・NTT西日本が承諾しないとき。
 - (3)その他、当社が適当ではないと判断したとき。
3. 契約者は、本サービスへの切替後、現に利用している本サービスからフレッツ光または他事業者の光コラボレーションモデル商材への再移行ができないことをあらかじめ承諾するものとします。
4. 契約者は、切替費用を当社所定の方法により当社に支払うものとします。
5. 契約者は、本サービスへの切替時点または本サービスの解約時において、契約者がNTT東日本・NTT西日本に対し負担すべき費用が存在することにより、NTT東日本・NTT西日本から当社への請求が行われた場合、当該費用を当社が指定する方法により契約者が当社に支払うことをあらかじめ承諾するものとします。

第12条 (契約者の登録情報等の変更)

1. 契約者は、その住所、電話番号、又は本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカード、預金口座等の支払手段の変更(クレジットカードの場合は番号もしくは有効期限の変更を含みます)、その他当社への届出内容を変更するときは、可能な場合は事前に、不可能な場合は事後直ちに当社所定の変更手続きを行うものとしてします。
2. 住所変更先のインターネットにかかる電気通信回線の状況により、既契約プランの利用ができなくなる場合には、契約者は当社と協議し他のプランを選択するものとします。
3. 本条第1項の届出がなかったことで契約者が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第13条 (利用契約の変更)

1. 契約者が利用する本サービスの種類を変更しようとするときは、当社所定の手続により、当社に変更を申し出るものとし、当社所定の方法による承諾の通知を当社が発信したときに、変更の効力が生じるものとします。ただし、第10条(承諾)各号のいずれかに準ずる場合には、変更を承諾しないことがあるものとします。
2. 本サービスのプランを変更する場合、変更のできない場合もあります。その内容は別紙1に定めます。

第14条 (契約者からの解約)

本サービスの契約者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。

- 1) 契約者は、利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。毎月25日まで本サービス会員から解約の通知があった場合は当該月の末日に、毎月26日以降の場合は当該月翌月の末日に利用契約の解約があったものとします。ただし、本サービスの廃止日指定がある場合については、廃止日の当該月に解約があったものとします。
- 2) 契約者は、前号の処理完了日から解約日までの期間に係る本サービスの利用料金を、本サービスの利用如何にかかわらず当社に

支払うことを、あらかじめ承諾するものとします。

- 3) 契約者より利用契約の解約の申請がない場合は、利用契約の契約期間は自動的に更新されます。
- 4) 当社は、契約者が利用契約を解約する場合、解約日をもって、アカウントID及びパスワードを無効とします。
- 5) 本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料その他の債務の履行は第4章に基づきなされるものとします。
- 6) 機器のレンタルが発生するプランの場合、解約後にレンタル機器の返却が必要となります。解約から3か月以内の解約が確認できない場合、端末代金が発生します。

第15条 (当社からの解約)

1. 当社は、第37条(利用の停止)の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消又は是正しない場合又は当社からの通知が契約者に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合は、利用契約を解約できるものとします。
2. 当社は、契約者が利用契約を締結した後になって第10条(承諾)第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、第37条(利用の停止)及び前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。
3. 当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を通知もしくは催告するものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。

第16条 (権利の譲渡制限)

本契約約款に別段の定めがある場合を除き、契約者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の目的とすることはできません。

第17条 (設備の設置・維持管理及びアクセスポイントへの接続)

契約者は、本サービスを利用するにあたっては、本契約約款にて当社が行うものと定めている場合を除き、自らの費用と責任により契約者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。

第3章 サービス

第18条 (本サービスの提供区域)

本サービスの提供区域は、本契約約款で特に定める場合を除き、別紙1に定めるとおりとします。

第19条 (本サービスの廃止)

1. 当社は、都合により本サービスの全部又は一部を一時的に又は永続的に廃止することがあります。
2. 当社とNTT東日本・NTT西日本との間の契約が終了した場合、本サービスは自動的に廃止となります。
3. 当社は、前各項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の30日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合は、この限りではありません。
4. 本条の場合、当社は契約者に対し、一切の責任を負わないものとします。

第4章 利用料金

第20条 (本サービスの利用にかかる料金、算定方法等)

契約者の本サービスの利用にかかる料金は、当社が別紙1に定めるとおりとします。

第21条 (利用料金の支払義務)

1. 契約者は、サービス提供開始日から起算して利用契約の解約日までの期間について、別紙1に定める利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。
2. 前項の期間において、第34条(保守等によるサービスの中止)に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。
3. 第37条(利用の停止)の規定に基づく利用の停止があったときは、

契約者は、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。

4. 本サービスの利用料金は、本サービスの利用日数が1ヶ月に満たない場合、該当月末日までの金額となります。
5. 本サービスにおいて、NTT 東日本・NTT 西日本による工事日の遅れ等、当社の責に帰さない事由により契約者が本サービスを利用できない場合であっても、利用料金の減額等は行わないものとします。
6. 本契約約款に記載されている価格は、別途定めがある場合を除き、すべて税抜となります。

第22条 (遅延損害金)

契約者は、料金その他の債務について支払期日を経過しても当社への支払がないときは、支払期日の翌日から完済に至るまで1年を365日とする日割計算により年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第23条 (開通工事等)

1. 契約者は、本サービスの利用に係る開通工事が必要な場合、当社所定の方法により当該開通工事に要する費用を負担していただきます。
2. 本サービスの利用に係る工事完了後に利用契約の解除、取消し等があった場合であっても、その工事に要した費用を負担していただきます。

第24条 (利用料金の支払方法)

1. 契約者は、本サービスの利用に係る料金及びこれにかかる消費税相当額を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。
 - 1) クレジットカード
 - 2) 口座振替サービス
 - 3) その他当社が定める方法
2. 利用料金の支払が前項第1号に定めるクレジットカードによる場合、利用料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。
3. 当社は、前2項の規定にかかわらず、本サービスの利用料金について、その全部又は一部の支払時期を変更することがあります。

第25条 (債権の譲渡)

契約者は、当社が、本契約約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める事業者(以下「請求事業者」といいます。))に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

第5章 契約者の義務等

第26条 (アカウントID 及びパスワード)

1. 契約者は、アカウントIDを第三者(以下「他者」といい、国内外を問わないものとします)貸与、又は共有しないものとします。
2. 契約者は、アカウントIDに対応するパスワードを他者に開示しないとともに、漏洩することのないよう管理するものとします。
3. 契約者は、契約者のアカウントID及びパスワードにより本サービスが利用されたとき(機器又はネットワークの接続・設定により、契約者自身が開示しなくともアカウントID及びパスワードの自動認証がなされ、他者による利用が可能となっている場合を含みます)には、当該利用行為が契約者自身の行為であるか否かを問わず、契約者自身の利用とみなされることに同意するものとします。
4. 契約者のアカウントID及びパスワードを利用して契約者と他者により同時に、又は他者のみによりなされた接続等の機能及び品質について、当社は一切保証しないものとします。
5. 契約者は、自己のアカウントID、パスワード等の管理について一切の責任を負うものとします。なお、当社は、当該契約者のアカウントID及びパスワードが他者に利用されたことによって当該契約者が被る損害については、当該契約者の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。

第27条 (自己責任の原則)

1. 契約者は、契約者による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為(前条により、契約者による利用又は行為とみなされる他者の利用や行為を含みます。以下、同様とします)とその結果について一切の責任を負うものとします。
2. 契約者は、[1]本サービスの利用に伴い他者に対して損害を与えた場合、又は[2]他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い他者から損害を受けた場合又は他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
3. 契約者は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. 当社は、契約者がその責に帰すべき事由により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができるものとします。
5. 契約者は、本サービスを經由して、当社以外の他者のコンピューターやネットワーク(以下「他者ネットワーク」といいます)を利用する場合において、その管理者から当該他者ネットワークの利用に係わる注意事項が表示されている場合は、これを遵守し、その指示に従うとともに、他者ネットワークを利用して第28条(禁止事項)各号に該当する行為を行わないものとします。
6. 当社は、本サービス経由による他者ネットワークの利用に関し、一切の責任を負わないものとします。
7. 契約者が本サービスを用いてサーバ等の設置を行う場合は、当該サーバ等に起因するトラブル及び当該サーバ等に対するトラブルの責任はすべて契約者が負うものとします。なお、当該サーバ等に起因して当社が損害を被った場合、契約者はその損害を賠償する義務を負うものとします。

第28条 (禁止事項)

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- 1) 当社が認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用
- 2) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- 3) 当社もしくは他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- 4) 当社もしくは他者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
- 5) 詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれのある行為
- 6) わいせつ(性的好奇心を喚起する画像又は文書を指しますがこれに限られません)、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信もしくは表示する行為、又は、これらを収録した媒体を配布、販売する行為、又はその送信、表示、配布、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
- 7) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
- 8) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- 9) 本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- 10) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- 11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他者が受信可能な状態におく行為
- 12) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為
- 13) 無差別又は大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為
- 14) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、又は他者が嫌悪感を抱くもしくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為
- 15) 他者の設備等又は本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- 16) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により他者の個人情報収集する行為
- 17) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務付けられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令

- に違反する行為
- 18) 上記各号の他法令もしくは公序良俗に違反(売春、暴力、残虐、麻薬取扱等)し、又は他者に不利益を与える行為
 - 19) 上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます)が見られるデータ等へ、当該行為を助長する目的でリンクを張る行為
 - 20) その他、社会的状況を勘案の上、当社が不適当と認める行為

第6章 当社の義務等

第29条 (当社の維持責任)

当社は、当社の本サービス用設備を本サービスの円滑な提供を目的として善良なる管理者の注意をもって維持します。

第30条 (本サービス用設備等の障害等)

1. 当社は、本サービスの提供又は利用について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに契約者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス用設備を修理又は復旧します。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
4. 当社は、本サービス用設備等の設置、維持及び運用に係る作業の全部又は一部(修理又は復旧を含みます。)を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第31条 (通信の秘密の保護)

1. 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を、電気通信事業法第4条に基づき保護し、かつ、本サービスの円滑な提供を確保するため、又は個人を特定できない態様(統計情報への編集・加工を含みます)においてのみ、契約者の通信の秘密に属する情報を使用又は保存します。ただし、当社が新規サービスを契約者に提供する場合に、あらかじめ契約者の承諾を得た場合には、当該新規サービスに必要な範囲内で、契約者が使用を承諾した情報の保存及び分析等を行うことができるものとします。
2. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による捜索)その他同法もしくは通信傍受法の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的処分が行われた場合には、当該処分、命令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 契約者による本サービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要なと認められた場合には、当社は、必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関又は取引先等に情報を開示することができ、その限りにおいて本条第1項の守秘義務を負わないものとします。
4. 当社は、契約者が第28条(禁止事項)各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛又は緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を利用することができます。

第32条 (契約者情報等の保護)

1. 当社は、契約者の個人情報、その他前条第1項に規定する通信の秘密に該当しない情報(以下、あわせて「契約者情報等」といいます)を契約者本人から直接収集し、又は契約者以外の者から適切に入手した場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。また、契約者は当社による当該情報の適切な状況下の保存及び利用に関し、承諾するものとします。
2. 当社は、これら契約者情報等を承諾なく契約者以外の者に開示、提供せず、本サービス及び付随的サービスの提供のために必要な範囲を越えて利用しないものとします。ただし、契約者に対し、当社又は当社の業務提携先等のサービスに関する案内を行う場合、又は広告宣伝のための電子メール等を送付する場合においてはこの限りではありません。
3. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による捜索)その他法令の定め

に基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

4. 当社は、〔1〕警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、又は〔2〕緊急避難又は正当防衛に該当すると当社が判断するときは、本条第2項にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で契約者情報等の照会に応じることができるものとします。
5. 当社は、利用契約の終了後又は利用期間の経過後も、契約者情報等を当社の個人情報保護方針に定める利用目的の達成のために必要な期間保存し、契約者情報等を利用する場合があるものとし、契約者はこれに同意するものとします。また、前述の目的の他、利用契約の終了後又は当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を消去しないことができるものとします。ただし、保存することに対して明示の異議がある場合には、当該情報を削除するものとします。
6. 当社は、契約者との間で、個人情報等の収集、保存、利用及び第三者への提供などに関し、別途契約者に対して個別規約の承諾を求めることがあります。当該個別規約に契約者が同意した場合、当該個別規約の規定が本契約約款に優先するものとします。
7. 本条に定める他、契約者の個人情報の取扱いについては、当社が当社のホームページ上に定める『個人情報保護方針』に従うものとします。

第7章 利用の制限、中止及び停止

第33条 (利用の制限)

1. 当社は、電気通信事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。
2. 当社は、利用者が平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い当社もしくは第三者のネットワークに過大な負荷を与えている場合、又は当社所定の通信手順を用いて行われた通信について、利用者の通信を制御又は帯域を制限する場合があります。

第34条 (保守等によるサービスの中止)

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
 - 1) 当社の別途定める保守指定時間の場合
 - 2) 当社の本サービス用設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
 - 3) 登録電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合
 - 4) 第33条(利用の制限)の規定により、本サービスの利用の制限を行っている場合
 - 5) 契約者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、又は契約者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合
 - 6) 契約者の設置したサーバ等から、大量無差別メールの発信、他の端末への攻撃、他の端末への攻撃の踏み台として利用された等の行為を当社が検知した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該契約者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等又は契約者の設置したサーバ等に対して通常想定する範囲を超える通信量が発生する等、当社の本サービス用設備に支障を生じた場合には、一時的に当該データ、サーバ等に対するアクセスを制限する場合があります。

第35条 (データ等の削除)

1. 契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等が、当社が定める所定の期間、又は容量を超えた場合、当社は契約者に事前に通知することなく当該データ等を削除することがあります。また、本

- サービスの運営及び保守管理上の必要から、契約者に事前に通知することなく、契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等を削除することがあります。
2. 当社は、前項に基づくデータ等の削除に関し、当社は一切の責任を負わないものとします。

第36条 (契約者への要求等)

1. 当社は、〔1〕契約者による本サービスの利用が第29条(禁止事項)の各号に該当すると判断した場合、〔2〕当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、又は〔3〕その他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。
 - 1) 第15条(当社からの解約)に基づき利用契約を解約します
 - 2) 第28条(禁止事項)の各号に該当する行為をやめること、及び同様の行為を繰り返さないように要求します
 - 3) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議(裁判外紛争解決手続を含みます)を行うよう要求します
 - 4) 契約者が発信又は表示する情報を削除することを要求します
 - 5) 事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部もしくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置きます
 - 6) 事前に通知することなく、契約者が情報を発信できないような一時的措置を執ります
 - 7) 第38条(利用の停止)に基づき本サービスの利用を停止します
 - 8) 当社の保持する契約者の情報をもとに、当社より裁判所・警察等の公的機関への訴えを提起します
2. 前項の措置は第27条(自己責任の原則)に定める契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。
3. 契約者は、本条第1項の規定は当社に同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。また、当社が本条第1項に従った措置を行った場合、当社は契約者に対し一切の責任を負わないものとします。

第37条 (利用の停止)

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を即時に停止することがあります。
 - 1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合
 - 2) 本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合
 - 3) 本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に停止すべき旨の連絡が当社に来た場合
 - 4) 当社指定の決済方法登録申込書が返送期限までに到着していない場合
 - 5) 契約者に対する破産の申立があった場合、又は契約者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合
 - 6) 本サービスの利用が第28条(禁止事項)の各号のいずれかに該当し、前条第1項(契約者への要求等)第1号及び第2号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合
 - 7) 前各号のほか本契約約款に違反した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 契約者がアカウントIDを複数個保有している場合において、当該アカウントIDのいずれかが前条第1項又は本条第1項により使用の一時停止又は解約となった場合、当社は、当該契約者が保有するすべてのアカウントIDの使用を一時停止、又は解約とすることができます。
4. 当社は、本条第1項第2号又は第3号の事由による本サービスの利用停止の場合、契約者の希望により、契約者が一時的にクレジットカード以外の決済方法を用いて利用料金を支払い、さらに後日新たに別のクレジットカードを登録することを条件に、本サービスを継続して使用することを認めることがあります。ただし、本項の規定は当社の義務を定めるものではありません。
5. 本条の定めは、当社が契約者に対して損害賠償請求を制限するも

のではありません。

第8章 損害賠償等

第38条 (損害賠償の制限)

1. 当社の責に帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用できない状態(以下「利用不能」といいます)に陥った場合で、かつ契約者が月額基本料金の発生する本サービスを申し込んでいる場合、当社は、本契約約款で特に定める場合を除き、当社が当該契約者における利用不能を知った時刻から起算して48時間以上その状態が継続した場合に限り、1料金月の月額基本料金の30分の1に利用不能の日数(24時間を1日とします。24時間に満たないものは切り捨てとします)を乗じた額(円未満切り捨て)を限度として、契約者に現実に発生した損害の賠償請求に応じます。ただし、〔1〕天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、〔2〕当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、〔3〕逸失利益を含む間接損害については、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。
2. 当社は、以下の方法のいずれか、又はこれらを組み合わせることにより前項の賠償請求に応じます。
 - 1) 後に請求する本サービスの利用料から賠償額に相当する金額を減額すること
 - 2) 賠償額に相当する本サービスの使用权を付与すること
 3. 利用不能が当社の故意又は重大な過失により生じた場合には、前項は適用されず、当社は契約者の損害賠償請求に応じます。ただし、この場合でも、間接損害については当社は賠償責任を負いません。
 4. 本サービス用設備等にかかる登録電気通信事業者又はその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して契約者が本サービスを利用不能となった場合、利用不能となった契約者に対する損害賠償額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該登録電気通信事業者又はその他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、当社は前項に準じて契約者の損害賠償の請求に応じるものとします。
 5. 前項において、賠償の対象となる契約者が複数存在する場合、契約者への賠償金額の合計が当社の受領する損害賠償額を超えるときの各契約者への賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を本条第1項により算出された各契約者に対し返還すべき額で按分した額とします。

第39条 (免責)

1. 当社は、本契約約款で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、契約者が当社に支払う1ヵ月分の利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、契約者が本サービスの利用に関して当社の故意又は重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
 2. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性又は適法性を保証しないものとします。
 3. 当社は、契約者が本サービス用設備等に蓄積した、又は契約者が他者に蓄積することを承諾したデータ等が消失(本人による削除は除きます)し、又は他者により改ざんされた場合は、技術的に可能な範囲でデータ等の復旧に努めるものとし、その復旧への努力をもって、消失又は改ざんに伴う契約者又は他者からの損害賠償の請求を免れるものとします。
 4. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。
- 以上

付則：

本契約約款本文

2020年2月1日制定

別紙1 <本サービスの詳細>

【本サービスの各プラン】

1.最安値挑戦プラン

- ・月額料金
ファミリータイプー4,280円(税抜)
マンションタイプー3,280円(税抜)
- ・最低利用期間
2年間(※24か月ごとの自動更新)
- ・契約解除料
19,500円(税抜)

2.広域カバープラン

- ・月額料金
ファミリータイプー6,480円(税抜)
マンションタイプー5,480円(税抜)
- ・最低利用期間
2年間(※24か月ごとの自動更新)
- ・契約解除料
30,000円(税抜)
※弊社指定の無線ルーターがレンタルされるプランになります。

3.どこでもWiFiプラン

- ・月額料金
ファミリータイプー8,480円(税抜)
マンションタイプー7,480円(税抜)
- ・最低利用期間
2年間(※24か月ごとの自動更新)
- ・契約解除料
30,000円(税抜)
※弊社指定のモバイルルーターがレンタルされるプランになります。

4.オールインプラン

- ・月額料金
ファミリータイプー9,800円(税抜)
マンションタイプー8,800円(税抜)
- ・最低利用期間
2年間(※24か月ごとの自動更新)
- ・契約解除料
30,000円(税抜)
※弊社指定の無線ルーターとモバイルルーターがレンタルかつ、Driveお困りサポートが付帯され、優先帯域を割り当てたプランになります。

※お申し込みに当たりまして、契約料が新規申し込みの場合800円、転用の場合は1,800円の料金が発生いたします。

※東日本エリアでギガビットに対応したWi-Fiルータ(1ギガ対応無線LANルータ)をレンタルでご利用される場合、別途機器利用料300円(税別)/月が発生いたします。

※契約事務手数料として、新規800円(税抜)・転用1,800円(税抜)が発生します。

※ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。

※本プランは、プロバイダサービスを含んでおります。

※工事完了日、または初回接続日を1ヵ月目といたします。

※契約期間中の解約は、各プランごとの契約解除料がかかります。

※本プランでは、契約者自身によるサーバの設置はできません。

【オプションサービス】

優先帯域保証サービス 月額1,700円(税抜)

【利用契約の単位】(本契約約款第8条関連)

本サービスの各プランについては、契約者ごとの制限はございません。

【契約者の登録情報等の変更】(本契約約款第12条第2項関連)

本サービスの各プランについては、当社の指定地域外への住所変更はできないものとします。

【本サービスの提供区域】(本契約約款第18条関連)

本サービスの提供区域は、NTT東日本・NTT西日本がIP通信網サービスを提供している地域のうち、当社の定める範囲とします。ただし、地域名はNTT東日本・NTT西日本の使用するものに準じます。

【本サービスの廃止】(本契約約款第19条関連)

当社とNTT 東日本・NTT 西日本との間の契約が解除その他の理由により終了した場合には、本サービスは自動的に廃止となります。

【利用料金の支払義務】(本契約約款第21条第5項関連)

本サービスについては、工事の遅れ等、当社の責に帰さない事由により契約者が本サービスを利用できない場合であっても、利用料金の減額等を行ないものとします。

別紙2<本契約約款の補足>

第1条(約款の適用)

株式会社Wiz(以下、「当社」といいます)は、どこよりも光サービスによりレンタルするモバイルルーターに対して、下記に定める利用規約(以下、「レンタル規約」といいます)を以下の通り定め、これにより、モバイルルーターレンタルサービス(以下、「レンタルサービス」といいます)を提供します。

第2条(サービス区域)

通信は、その移動無線装置が別に定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、そのサービス区域内であっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

第3条(契約の単位)

当社は、本レンタルサービスを提供するにあたり、契約者識別番号1番号ごとに1の加入契約を締結します。

第4条(契約者識別番号)

1. 本レンタルサービスの契約者識別番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めることとします。
2. 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約者識別番号を変更することがあります。
3. 前項の規定により、契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめその旨を契約者に通知します。

第5条(本レンタルサービス利用権の譲渡の禁止)

レンタルする無線ルーター、モバイルルーターは利用権を譲渡することはできません。

第6条(契約者が行う契約の解除)

契約者は、契約を解除しようとするときは、その旨をあらかじめ本レンタルサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

第7条(当社が行う契約の解除)

1. 当社は、第8条(利用停止)第1項に掲げる事由に該当して本レンタルサービスの利用を停止された契約者が、なおその事由を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、その事由が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、本レンタルサービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。
3. 当社は、契約者が以下の事由に該当した場合、その契約を解除することがあります。
 - (1) 契約者が、暴力団等、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者である場合、又は、反社会的勢力であったと判明した場合。
 - (2) 契約者又は第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、又は、妨害するおそれのある行為をした場合。契約者又は第三者を利用して、当社に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合。
 - (3) 契約者又は第三者を利用して、当社の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合。
 - (4) 契約者又は第三者を利用して、自身や、その関係者が暴力団等である旨を当社に認知させるおそれのある言動、態様をした場合。
4. 当社は全2項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にその旨を通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
5. 当社は、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合であって、以後その契約に係るデータ通信サービスが利用されないものと認めるときは、死亡の事実を確認した日をもってその契約を解除するものとします。

第8条(利用中止)

1. 当社は、次の場合には、本レンタルサービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社もしくは協定事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第20条(通信利用の制限)第2項の規定により、通信の利用を中

止するとき。

2. 前項に規定する場合のほか、当社もしくは協定事業者は、1の契約について、その月における本レンタルサービスの利用が著しく増加し、料金その他の債務の回収に支障が生じるおそれがあると認められた場合は、一時的に本レンタルサービスの利用を中止することがあります。
この場合において、料金その他の債務の回収に支障が生じるおそれがあると当社、もしくは協定事業者が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。
3. 当社は、前2項の規定により本レンタルサービスの利用を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第9条(利用停止)

1. 当社は、契約者について次の場合に掲げる事由があるときは、本レンタルサービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき又は支払われないおそれがあるとき(支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下、本条において同じとします。)
 - (2) 本レンタルサービスに係る契約の申し込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
 - (3) 契約者が本レンタルサービスの利用において第36条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
2. 当社は、前項の規定により本レンタルサービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由及び利用停止する日を契約者に通知します。ただし、前項第3号の規定により、本レンタルサービスの利用を停止する場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第10条(インターネット接続サービスの利用)

1. 本レンタルサービスの契約者は、インターネット接続サービス(本レンタルサービスに係る電気通信設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下「インターネット接続サービス」といいます。)を利用することができます。
2. 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

第11条(通信の条件)

1. 日本国内通信のサービス提供区域については、Softbankが提供するエリアに準じるものとします。ただし、その区域内であっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
2. 技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
3. 本レンタルサービスに係る通信は、当社が別に定める内容に準拠するものとします。ただし、当社は伝送速度を保証するものではありません。
4. 本レンタルサービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
5. 本レンタルサービスの契約者は、ひとつの料金契約において、同時にふたつ以上の移動無線装置に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。
6. 電波状況等により、本レンタルサービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。
この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第12条(通信利用の制限)

1. 当社もしくは協定事業者は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線(当社もしくは協定事業者

がそれらの機関との協議により定めたものに限り、)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。

機関名
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信役務の提供に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関、水道の供給の確保に直接関係がある機関、ガスの供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、新聞社、通信社、放送事業者等の機関、預貯金業務を行う金融機関、国又は地方公共団体の機関

- 前項の規定による場合のほか、電気通信設備の安定的な運用又は本レンタルサービスの円滑な提供を図るため、当社は、契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。
 - 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。
 - 契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し当社もしくは協定事業者の電気通信設備を占有すること、その他その通信がサービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
 - 一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社もしくは協定事業者が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限すること。
 - 契約者間の利用の公平を確保し、本レンタルサービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、本レンタルサービスを用いて行われるデータ通信について速度や通信量を制限すること。
 - 事由の如何を問わず提携事業者から連絡があった場合は、その契約者回線に係る通信の帯域を制限することまたは、その通信を切断すること。
 - 国内で利用の場合は、月間の通信は無制限となります。ただしネットワーク品質の維持および公正な電波利用の観点から、違法ダウンロード等の不正利用または著しくネットワークを占有するレベルの大容量通信をされた場合、該当の契約回線に対し通信速度を概ね384Kbpsに制限することがあります。
 - 海外利用に関しては、Glocal MEのアプリをご利用いただく形になります。
- 当社は前項によるほか、データ通信モードによる通信に関して、一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する処置をとることがあります。
- 当社は前2項によるほか、本レンタルサービスの円滑な提供を図るため、データ通信モードによる通信に関して、当社もしくは提供事業者が別に定める通信プロトコル又は通信ポートに係る通信を遮断する処置をとることがあります。
- 当社は前3項によるほか、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト(同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社もしくは提供事業者が提供を受けたインターネット接続先情報をいいます。)において指定された接続先との間の通信を遮断することがあります。
- 当社は前4項によるほか、契約者の通信について、当社もしくは提供事業者が別に定める通信プロトコル又は通信ポートに係る通信を遮断する処置をとることがあります。

第13条(契約者の維持責任)

- 契約者は、端末設備又は自営電気通信設備を端末設備等規則(昭和64年4月1日郵政省令第31号)で定める技術基準及び当社が総務大臣の登録を受けて定めるIP通信網サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件に適合するよう維持していただきます。
- 前項の規定のほか、契約者は、端末設備(移動無線装置に限ります。)又は自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)を無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう維持していただきます。

第14条(免責)

- 当社もしくは協定事業者は、電気通信設備の設置、修理、復旧、更改又は撤去に当たって、その電気通信設備に記憶されている通信に関する情報が変化し、又は消失したことにより損害を与えた

場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

- 当社は、この約款の変更又は法令の改廃により端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下、この項において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、端末設備等規則の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備又は自営電気通信設備の改造等をしなければならなくなったときは、当社は、その変更に係る端末設備又は自営電気通信設備の改造等に要する費用に限り負担します。
- 当社は、契約者が本レンタルサービスを利用することにより、他人との間で生じた紛争に関して、一切責任を負わないものとします。

第15条(利用に係る契約者の義務)

契約者は次のことを遵守していただきます。

- 端末設備又は自営電気通信設備を取り外し、変更し、分解し、若しくは破壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のための必要があるときは、この限りではありません。
- 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- 端末設備若しくは自営電気通信設備又はUSIMカードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。
- 公の秩序又は善良の風俗に反しないこと、法令に反しないこと、又は他人の権利利益を害する態様でインターネット接続機能を利用しないこと。

第16条(不可抗力)

- 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、加入契約の全部もしくは一部の履行の遅延又は、不能を生じた場合には、当社はその責に任じません。
- 前項の場合に、当該加入契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

第17条(通信の秘密の保護)

当社は、本レンタルサービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を、電気通信事業法第4条に基づき保護し、本レンタルサービス円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用又は、保存します。

第18条(契約者に係る個人情報の利用)

- 当社は個人情報等(本レンタルサービスの提供に関連して知り得た申込者の個人情報をいいます。)を次の場合を除き、申込者以外の第三者に開示又は、漏洩しないものとし、かつ、本レンタルサービスの業務の遂行上必要な範囲(申込者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。)を超えて利用しないものとします。
 - 申込者の同意を得て個人情報を利用するとき。
 - 個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)第16条第3項第4号の定めに基づき、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者からの要請に応じるとき。
- 前項の規定にかかわらず、当社は刑事訴訟法(昭和23年7月10日法律第131号)その他の法令の規定に基づき強制的処分等が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年11月30日法律第137号)第四条に基づき開示の請求があった場合には、開示請求の要件が充足されたときに限り当該開示の請求の範囲で個人情報等の一部を提供することがあります。

第19条(法令に規定する事項)

本レンタルサービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項についてはその定めるところによります。